

放送政策に関する調査研究会
(第5回会合) 議事概要

1 日時 平成25年3月27日(水) 10:00~11:30

2 場所 中央合同庁舎第2号館8階 第1特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(五十音順、敬称略)

大久保 直樹、大谷 和子、小塚 莊一郎、曾我部 真裕、新美 育文、
長谷部 恭男(座長)、山下 東子、山本 隆司

(2) 総務省

小笠原事務次官、福岡官房総括審議官、南大臣官房審議官、
吉田総務課長、秋本放送政策課長、野崎放送技術課長、長塩地上放送課長、
竹村コンテンツ振興課長、岡本放送政策課企画官

(3) ヒアリング対象者

① 一般社団法人日本民間放送連盟

木村専務理事
堀木企画部長

② 株式会社フジ・メディア・ホールディングス

増田常務取締役
金光執行役員経営企画局長

③ 株式会社東京放送ホールディングス

井川社長室担当局長
成合総務局担当局長・法務部長

④ 株式会社テレビ東京ホールディングス

大木経営企画局長
石田メディア戦略局 メディア戦略部長

⑤ 日本テレビホールディングス株式会社

丸山取締役常務執行役員
根岸メディア戦略局長

4 議題

(1) 制度の概要とこれまでの議論

- ・ マスメディア集中排除原則と認定放送持株会社制度について
- ・ これまでの議論の整理(制度関係)

(2) ヒアリング（認定放送持株会社制度関係）

- ・一般社団法人日本民間放送連盟
- ・株式会社フジ・メディア・ホールディングス
- ・株式会社東京放送ホールディングス
- ・株式会社テレビ東京ホールディングス
- ・日本テレビホールディングス株式会社

(3) 自由討論

(4) その他

5 議事概要

(1) 制度の概要とこれまでの議論

- ・マスメディア集中排除原則と認定放送持株会社制度について
- ・これまでの議論の整理（制度関係）

○説明内容

『マスメディア集中排除原則と認定放送持株会社制度について』（資料5-1）及び『これまでの議論の整理（制度関係）』に基づき、事務局から説明。

(2) ヒアリング（認定放送持株会社関係）

① 一般社団法人日本民間放送連盟

○説明内容

『一般社団法人日本民間放送連盟提出資料（ヒアリング資料）』（資料5-3-1）及び『一般社団法人日本民間放送連盟提出資料（要望書）』（資料5-3-2）に基づき、木村専務理事より説明。

② 株式会社フジ・メディア・ホールディングス

○説明内容

『株式会社フジ・メディア・ホールディングス提出資料』（資料5-4）に基づき、増田常務取締役より説明。

③ 株式会社東京放送ホールディングス

○説明内容

『株式会社東京放送ホールディングス提出資料』（資料5-5）に基づき、井川社長室担当局長より説明。

④ 株式会社テレビ東京ホールディングス

○説明内容

『株式会社テレビ東京ホールディングス提出資料』（資料5-6）に基づき、大木経営企画局長より説明。

⑤ 日本テレビホールディングス株式会社

○説明内容

『日本テレビホールディングス株式会社提出資料』（資料５－７）に基づき、丸山取締役常務執行役員より説明。

（３） ヒアリングの概要、質疑応答

【民放連木村専務理事】 民放連では過去、メディア環境や経営環境の変化を踏まえ、マスメディア集中排除原則の見直しをお願いしており、一部を実現いただいています。平成１９年放送法改正の認定放送持株会社制度導入、平成２３年６月の放送法改正時には、ラジオについて４局までの兼営可とする特例、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有割合の２０％から３３．３３３３％までの緩和等が行われ、実際にこの３つの制度は、各社が有効に活用しています。

今回、民放連で改めてマス排の議論を行いました。民間放送を取り巻く経営環境は決して楽観できるものでなく、中長期的なメディア環境の変化、競争の激化を考えると、基幹放送の役割を果たすには、経営の自由度を高め、選択肢を増やす必要があると考えます。そのためにはマス排の更なる緩和が必要であると考え、今回改めて要望する次第です。

まず、地上ラジオ放送についての要望です。総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」の議論に上げられているように、災害時のラジオの重要性には現在、注目が集まっていますが、ラジオを取り巻く環境はいまだ厳しい状況下であり、今後もこの傾向が続くと予想されています。実際に、ラジオの４局兼営特例を活用し、１社２波で運用を行っている例（FM802）も出ていますが、経営の安定化のためには、更に緩和を行うことで選択肢を拡大することが必要です。地上ラジオ放送に対する議決権保有比率、役員兼務規制の適用の全廃を要望します。

次に、コミュニティ放送については、地上放送との合併・兼営を可能とすることを要望します。同一地域内のコミュニティ放送と地元ラジオ局、テレビ局が合併・兼営により、新たにコンテンツ展開や営業の展開に可能性が生まれるほか、災害時のきめ細かい対応にも期待できると考えます。既に、県域テレビ局とコミュニティ放送の業務連携、県域ラジオ局と地元コミュニティFMとの災害報道の協定の締結の例もあり、会員社からは期待が寄せられています。

一方、地上テレビについては、放送対象地域が重複する場合の議決権保有比率規制に関して、現行の「１０％まで保有可能」の緩和を要望します。議決権保有が１０％までだと、株式の引受先が動きにくいとの声があり、機動的な経営のためにこの緩和が必要です。

また、地上テレビ放送について、放送対象地域が重複しない場合の議決権保有比率規制について、現行の「３３．３３３３％まで可能」を「２分の１まで可能」への緩和を要望します。認定放送持株会社制度では、子会社の議決権保有は５０％超から１００％まで認められていますが、基幹放送のマス排原則の上限である３３．３３３３％から、５０％までの空白部分を埋めるための緩和が必要と考えています。平成２３年６月の規制緩和後、以前の上限である２０％を超えた社は全国で１２社あります。今後の経営に自由度を増や

していただければと思っています。

続いて、地上テレビ放送とBS放送に関する要望ですが、役員兼務規制を現行の「5分の1まで兼務可能」から「3分の1まで兼務可能」にさせていただきたいと思います。放送局の経営には、放送局運営に精通した人材が必要であり、限られた人材を効率的に使っていくという観点から、兼務規制の緩和を望む声が多く出ています。

認定放送持株会社については、現在12地域までとなっている認定放送持株会社が子会社とし得る地上放送事業者数について上限の緩和を要望します。民放ネットワークの経営基盤の強化、グループ経営の効率化、企業価値の最大化のために緩和が必要と考えています。

民放連では、平成20年の認定放送持株会社制度導入の意見募集の際に、12の上限について、関東広域局を7局相当として傘下に入れると、残りは5局のみとなるのは、経営資源の効率的な運用、放送事業者間の連携等には不十分との意見を出しました。この点については、平成18年の総務省の「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」の最終報告で、グループ経営のメリットを十分に確保するため、子会社の放送対象地域が全国をカバーすることも念頭に置いて検討することが適当との指摘もあり、今回の民放連の要望は過去の議論等を踏まえたものと考えております。

また、認定放送持株会社の子会社とし得るBS放送のトラポン数と東経110度CS放送のトラポン数の緩和についても要望します。これはBSや110度CSの衛星基幹放送のチャンネル数が飛躍的に増えたことを踏まえて、認定放送持株会社がグループ全体としてコンテンツの有効活用、放送サービスの高度化に対応できるようにするためです。

最後に、認定放送持株会社の資産要件に関しては、現在の制度では、認定放送持株会社における放送関連資産が常時2分の1超である必要がありますが、各認定放送持株会社の実情を踏まえて、制度の趣旨を阻害しない範囲での緩和を要望します。

民放各社とも、今後の地上デジタル化以降の放送局経営を考える際に、メディア環境、経営環境の変化をこれまで以上に厳しく踏まえる必要があります。スマートフォン等、デジタルデバイスが多様化する一方で、これまで主役だったテレビ画面にも多様なプレーヤーが進出しています。

視聴者、クライアントのニーズも多様化する中で、5年後、10年後の放送がどうなるのか、予断を許さない状況であり、放送が力強く発展を続けるためにも、これまでの枠組みを我々自らが見直して、最適な経営形態と経営計画を考えたいと思います。

【フジ・メディア・ホールディングス増田常務取締役】 当社は2008年の10月1日に第1号の認定放送持株会社化を実現しました。当時、2000年以降の急速なデジタル化、IT化の中で、迅速な意思決定と実行ができる体制として、持株会社体制が最適と考えており、制度以前から準備を進め、改正放送法の施行後半年の最速のタイミングで移行を実現しました。

現在のグループの概要、規模は、今年度（平成23年度）の見通しで、連結の売上高が6,288億、そのうちフジテレビ分が3,238億で、フジテレビとフジテレビ以外が1対1。連結の営業利益だと、総額367億のうち、フジテレビは230億で6割位。ホールディングス体制発足時に比べて、業績が向上したことを数字面から評価できます。

制度の評価の1点目は、持株会社化により、キー局であるフジテレビ、系列ネットワーク局、BS局、各社の経営基盤が強化され、この5年で競争力の向上につながったことです。フジテレビ時代よりも、持株会社に移行したことでグループの中の投資の優先順位が客観的に判断でき、迅速な実現につながっています。また、業績の向上が生み出した連結キャッシュフローが持株会社に集約されることで、中核の放送事業の経営安定化につながっています。

2つ目は、持株会社だから実現できたことですが、BSフジの100%子会社化で、46名の外部株主が1人に整理され、経営の決定の迅速化が図れました。完全子会社化の翌々月には8割減資をスムーズに決議、地上波との連携もより向上し、業績も向上しています。

3つ目は、系列局10社への20%超の出資ですが、持分法適用関連会社化を通じたネットワーク体制の強化策として、規制緩和後すみやかに実行することができたことです。

ただし、これに関しては、現在、仙台放送33.3%、福島テレビが33.3%等と10社中6社が3割超で規制の上限に張りついており、更なる緩和として、33.3333%から2分の1までの空白部分の緩和を要望します。系列局の株式を私どもが取得するケースは、これまで、系列局の株主が業績悪化により株を手放すケースが多かったのですが、最近では、株主の業績は悪くないものの、事業運営上、流動性のない放送株は持てないので引き取って欲しいとするケースが増えています。いずれにせよ、株主発の問題である点を踏まえて考えていただきたいと思います。

この問題の難しさは、株式が非上場株式で譲渡制限付きであること、地方経済の低迷等で新たな引き受け手がほとんど見付からないこと、また、仮に資金潤沢な会社があっても、それが地方局の株主としてふさわしいかとの適性の問題など、複合的な部分にもあるのではと考えています。

なお、持株会社ではなく、系列局自身が自己株として取得する方法も考えられますが、その場合、自己株部分の無議決権化で、持株会社の議決権が保有上限を超えることとなるため、自動的にマス排規制の違反となってしまいます。なお当社としては将来の子会社化のために、33.33333%を50%にして支配力を強化したいとは一切考えていません。また、系列からの要望を全て受け入れることもできません。ただ、少なくとも規制としては50%までの空白ゾーンを認めていただき、裁量の幅を広げたいと考えています。

もう1点の要望は、資産要件の2分の1規制の緩和です。放送持株会社の趣旨からすれば当然の規制と考えますが、非放送用資産の定義そのものの問題もあるかもしれませんが、非放送用資産でも、放送事業の周辺領域で放送に関係している場合が大半であることを考慮いただければと思います。

また、放送持株会社として、今後、事業基盤の強化として、外部とのM&Aや業務提携を行う場合は、資本提携がセットになるということが多いことから、2分の1規制が少しでも緩和されると、大変ありがたいと考えています。

【東京放送ホールディングス井川局長】 当社は、平成21年4月以降、それまで東京放送が持っていた放送免許に基づくテレビ放送事業と映像文化事業を、番組とコンテンツの制作の企業だけを持っていた子会社の株式会社TBSテレビに承継させ、東京放送を認定放送持株会社、東京放送ホールディングスとして、現在に至っています。当社はそれ以前の10年程前から分社化等の様々な取組で、グループ経営の効率化を図るとともに、持株会社体制を通じた経営体制をどう作るかを追求してきました。

当社グループは平成12年に株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ、株式会社TBSエンタテインメントなどを分社化した後、番組制作を中心としていた子会社3社を統合させて株式会社TBSテレビを立ち上げました。これは放送事業を中核として、番組、コンテンツの訴求力を高め、それ自体での収益向上に努める一方で、放送周辺の事業領域の拡大を目指すもので、放送とのシナジーを実現させるメディアグループとしての試みでした。また同時に、各部門の経営目標と責任の明確化、経営効率と事業実行の機動性の向上を図るとの目的もありました。

しかし、当時は認定放送持株会社制度がなかったため、ラ・テ兼営局の「東京放送」の下にテレビとラジオをぶら下げるという形を取りました。これは、外資規制の問題等によるものであり、免許会社と番組制作会社を分ける変則的なグループ体制となりました。

その後、認定放送持株会社制度ができ、外資規制の問題も整備されたので、当社はこの制度を利用して、免許と番組制作を「TBSテレビ」に一括承継しました。当社グループにおいてテレビ事業の一体化が可能となり、長年の問題が解決できた次第です。

さらに、認定放送持株会社制度の活用により、当社は、テレビ・ラジオ・BSの複数メディアにわたる放送事業の一元的なグループ経営を放送法やマス排の体系と整合性を取って実現することができました。特に、BS事業については、以前の持分法適用の段階に比べ、グループの経営上、業務執行の迅速性や人的移動の自由度を高め、放送事業部門内のシナジーを一段と追求することができ、さらに、メディアの特性の違いを通じた多様な番組、コンテンツを「TBSブランド」の下に一体的に視聴者に届けることができるようになったというメリットを得ました。

制度への要望等については、文化の維持、国民のライフラインである放送局として、また、ネットワークの要でもあるキー局としての役割を果たすためにも、経営基盤の強化につながるような制度を検討して欲しいと思います。また、上場企業としての株主等への責任の遂行をする上でも、グループ経営資源の効率的な配分と収益拡大を一層追求する必要がありますが、この点で現行の制度面では、なお制約があると考えており、その点を要望したいと思います。

まず、資産要件の構造的な見直しを要望します。例えば、持株会社が事業子会社から利益剰余金を配当の形で吸収する、放送事業との境界面の事業拡大を通じて経営基盤の強化を図るなど、持株会社としてグループ戦略に取り組むほど、（放送外の資産が膨らみ）資産要件から乖離する度合いを強めてしまいます。構造的な矛盾があると思います。また、グループ全体の金融を、持株会社が相当の資金量を束ねて保有し効率的に行おうとすると、これも資産要件がネガティブに働くことになります。

もう一つ、資産要件の計算にかかわる密接関連業務の範囲についても（拡大方向で）検討をお願いしたいと思います。

具体的には、放送から派生する事業を営む子会社であっても、放送事業の売上割合が小さいために分子に算入できない例、番組ソフト販売等の仕入れ面では強い取引関係があるものの、売上基準を満たさないために分子算入ができない例があり、当社グループにおいて密接関連業務の事業者として算入しているのは現在9社に止まります。密接関連業務の範囲の尺度について、改めて検討をお願いしたいと思います。

ところで、認定放送持株会社体制には、当社のように単独の地上放送基幹事業者を中核とした持株会社体制と、複数の地上基幹放送事業者が1つのグループ傘下に集まるような持株会社体制の2の類型に分けられますが、それぞれ（個別の視点での）議論が必要なのはと考えています。前者には、認定放送持株会社体制の下で、免許に基づく放送事業と周辺事業をどのように連携してグループ経営を行うのか、また、グループ経営の効率化のための制度整備といった議論が必要と思います。特に中核になる放送事業者には、海外事業も含めたより多面的な経営展開、上場企業としての株主への責任等（との整合性）も課題になると思います。

一方、後者の場合は、これは地域の放送事業者同士の連携の話にかかわる議論ですので、認定放送持株会社制度だけではなく、マス排全体の検討も必要と思います。それぞれの目的、類型、将来のあり方に合わせて、今後、検討をお願いしたいと思います。

【テレビ東京ホールディングス大木局長】 テレビ東京ホールディングスを設立して、2年ほど経過しましたが、弊社の場合、他のキー局との規模感の違い等もあり、過去に事業持株会社的な機能を持たないまま、認定放送持株会社の制度を採用した点は、他社と異なる点と思います。別の言い方をすると、そのような機能を過去に経験していない会社でも、この制度は使える制度であるということです。

弊社は、テレビ東京、BSジャパン、そして、ネットやモバイルが主な業務のテレビ東京ブロードバンドの3社による共同株式移転により、認定放送持株会社を設立しました。

その目的は、テレビ放送のデジタル化の流れの中で、インターネット等の急速な発展、それに伴う技術革新等を我々の成長に取り込むと共に、視聴者のライフスタイルの変化、それに伴う広告主の広告出稿の多様化に対応するためであり、それには一元的な運用が必要と判断した次第です。また、以前からアニメを中心としたコンテンツの海外流通の取組を進めており、ホールディング化した方が迅速な対応ができるとの判断もありました。

なお、設立当時の形態からの変化としては、100%子会社だったエフエムインターウェーブが昨年の夏に株式の90%を売却して、現状は10%保有となっていること、や持分法適用会社としてCSの日経CNBCを抱えていることが挙げられます。

このような形態で、地上波放送、BS放送、ネット、モバイル、CSで多様なコンテンツを効率良く出すことが可能になり、業績面のメリットがよく表れているBS事業では、過去数年にわたり、2桁成長が続いています。

制度への要望は他社と同様で、経営の自由度を高めるため、役員兼任、資産要件の緩和を希望します。スピードを持った対応ができるようになるために、(あらかじめ)体制を取ることで、国際競争力の担保にもつながると思います。

【日本テレビホールディングス丸山取締役】 弊社は昨年10月1日に認定放送持株会社としてスタートしました。社員135人は全て日本テレビ放送網との兼務になっています。

当社が認定放送持株会社に移行した目的は、地上波放送を中核にBS・CSの三波一体経営によるコンテンツ価値の最大化、コンテンツ制作力をはじめとするグループ競争力の強化、経営資源の効率的な配分による戦略機能の集約と新規事業への積極的な挑戦、そして、意思決定の迅速化と事業の機動性向上、経営効率の向上によりグループ全体の企業価値の向上を図ることです。

認定放送持株会社への移行前は、日本テレビ放送網の下に各子会社がありました。シーエス日本とBS日本は、持分法適用会社としてグループ内に存在していました。認定放送持株会社への移行方法は多様がありますが、弊社グループでは、会社分割で日本テレビ放送網を分割して、ホールディングス体制に移行しました。具体的には、放送事業等を継承するための分割準備会社を作り、結果として、認定放送持株会社スタート時に、日本テレビホールディングカンパニーの下に地上波の会社である日本テレビ放送網、そして、BS日本、シーエス日本が100%子会社となる体制を整えました。

現在は、ホールディングカンパニーとして、著作権の管理等の日本テレビ音楽、CD・DVD発売のバップ等が入っていますが、不動産賃貸事業やその他の事業をする会社は、日本テレビ放送網の子会社という形が継続しています。

制度のメリットは、1つは地上波、BS、CSの三波経営統合による新規コンテンツの開発などという三波の強みを生かした番組開発などを行い得ることです。アジアチャンピオンズリーグ(サッカー)の試合中継は、地上波、BS、CSで放映権などを分割しつつ、それから放送の形態などをうまく利用した放送を行っています。また、大きな成長下にあるBS、CSをグループ内に取り込むことで、全体の経営のスピード、経営効率の向上が期待できます。なお、グループ全体で社員の就業規則や待遇などを徐々に整備することで、社としての一体経営ができ、人間の交流をかなり自由に行うことが可能になりました。

また新しい取組として、持株制度を通じてネット企業等と連携することで、地上波だけでなく、様々なグループ内の企業でのコンテンツ利用をスタートしています。

弊社の制度に対する要望は、民放連等とほとんど変わりませんが、特にBS放送事業者のトラポン数、CS放送事業者のトラポン数の拡大、もう一つは資産要件の緩和ということに関して、今すぐというわけではありませんが、将来を見込んで必要と考えています。

【曾我部構成員】 説明を踏まえて、2つ質問があります。

まず、資産要件の緩和が必要とのお話がありましたが、事務局資料によると、資産要件を規定している趣旨は、そもそも放送と全然関係のない会社が単に外資による敵対的な買収などを防ぐために形だけ放送持株会社化するという濫用を防ぐことだとされていますが、その他にも、放送の公共性を担い得ないような会社が新規に放送持株会社として参入してくるのは公共性の観点から問題だという観点があると思います。そのような意味から言うと、資産要件には一定の意義があるのではないかという感想を持ちました。そういう観点も含めて、資産要件の緩和要望についてもう少し具体的に教えてください。

また、フジ・メディア・ホールディングスではグループ化によって系列局の株式を取得し、持分法適用会社としているとお話がありましたが、その他の各社も、従来から系列局の株式を一定程度保有しているでしょうから、同様の状況にあるのではと思います。そのように従来から保有している各社系列局の株式と、ホールディング化した際のグループ経営との関係といえますか、ホールディング化したグループ経営の中における系列局の位置づけというのはどのようなものになるのでしょうか。

【日本民間放送連盟木村専務理事】 各社で事情が違うかと思います。資産要件が設けられている意味合いとして、やはり放送事業が主体であるということは理解しています。一方で、現実に運用していく立場になると、私も以前少しかかわったことがあります。非常に苦労したことがあります。実際に担当した方が今日出席していますので、（東京放送ホールディングス）成合局長からお話しいただきたいと思います。

【東京放送ホールディングス成合局長】 資産要件のベンチマークについては、なぜ50%ではなく、40%、30%なのかという他の数字を用いる積極的な根拠が見当たらないので、50%という分かりやすい数字を一つの手がかりにすることは常識的かと思いますが、実際には、その上でどのように弾力的な運用を考えるのかという問題が次にくることになります。弊社の例ですと、プロダクション機能にとどまっていた「TBSテレビ」の時代は、たかだか百数十億円程度の資産の会社でありましたが、（放送）免許を受けさえすれば、放送事業会社としてはきちんとワークするはずでした。しかし、持株放送持株会社体制に移行する際には、資産要件の基準を満たすために、2,000億円以上の資産を加えるというテクニカルな処理が必要でした。また、キー局はおおよそ上場企業ですので、金融商品取引法上の有価証券報告書の開示等において、株主や投資家に対してセグメントごとの投資効率を合理的に説明する必要がありますが、弊社では、昨年末時点で4社ある（有

価証券報告書上)放送セグメントに属する会社のほとんどが(資産要件に係る計算上は)分子算入できていない実態があります。

現在、(資産要件の計算で)分子に参入できる「密接関連」に該当するか否かは、基幹放送事業者に対する「売上」や「資産」を尺度として判定しています。弊社の例だと、持株会社傘下の「(株)TBSサービス」は(「TBSテレビ」に対する)売上ベースでは「密接関連」の要件を満たしていませんが、同社は放送コンテンツの2次展開を業務としており、その扱う番組コンテンツの過半は「TBSテレビ」から仕入れているという実態があります。DVD等の販売利益をどこのグループ会社に計上するのかは、本来グループ経営として判断すべきものかもしれませんが、もし資産要件を満たしたいとするなら、もう一回「TBSテレビ」に対する「売上」を付けて分子算入を行う必要があるという少し奇妙な現象が起きてしまいます。

結論として、少なくとも有価証券報告書等で放送セグメントとして分類するからには、各社において一定程度合理的な説明はできるわけですから、そのような投資家情報との整合性も考えていかないと、株主を混乱させることになる、つまり、(認定放送持株会社制度目的と投資家目的との)2つの情報の差をどのように捉えていいのか、株主や投資家にとっては分かりづらい状況もあるので、財務諸表等における開示情報と整合性を取ることは、(制度の再検討に当たっての)1つのポイントになるのではと当社としては思います。

【長谷部座長】 地上波の系列局との関係について、フジ・メディア・ホールディングスからは説明がありましたが、これとは少し違った事情があるところがありましたら、いかがでしょうか。(特にない旨の反応。)大体、同様ということですね。

【新美構成員】 経営問題として、経営の自由度を高め、経営基盤を強化したいというのは理解できるのですが、その一方で、多元性、多様性、地域性をどのように確保していくのかが見えてきません。放送法が組織の問題で歯止めをかけているのはこの三原則を実現するためです。組織面の規制をなくすとなると、今度は中身のほうに規制が入っていく可能性が出てきてしまいますが、これも非常にまずいのではないのでしょうか。経営の自由度を高めたときに、それぞれの放送会社として三原則をどうやって担保するのかを見せてもらえると、話になりやすい気がします。この三原則もやめてしまうと、放送法自体を大改正しなくてはいけないし、場合によっては電波という公共財をどのように使うのかという話にもつながりかねません。経営の自由度だけの話をしていくと、局面が限定されてしまうので、総合的な観点から、そこまで視野に入れる必要があると思います。

いわゆる多元性、多様性、地域性の三原則について、経営の自由度を高めたときに、どのような配慮ができるのかについて、お伺いしたいと思います。

【日本民間放送連盟木村専務理事】 ご指摘の点は、非常に難しい問題だと思っています。

緩和要望に際して三原則をどう担保できるのかについては、レトリックのような話になりますが、三原則を担保するために、逆に緩和を要望しなくてはならない現実が起きているということがあります。三原則を実現するためには、傘下の各放送局が持株会社とどのような関係を持つべきなのかという観点から、前回会合ではローカル局から持株会社の役員を入れてはどうかとの提案が出たものと思います。三原則が内容規制的に強制されると、表現の自由との関係で厳しくなります。まずは現在の規制を緩和した上で、認定放送持株会社が形成される（等の枠組み）の中で、どのように自律的に言論の自由等を担保していくか、これは、私どもに課せられた課題だと思っています。

今回、例えば、ラジオに関して特に緩和を要望していますが、ラジオはもともと地域に根差した多面的で多様なメディアです。しかし、経営的に非常に厳しい状況であるため、規制緩和により、三原則への抵触もあえて踏み越える形で、経営の自由度を高めてほしい。その中で、言論の自由の担保なり、地域性なりをキープしていきたいということになります。非常に矛盾した言い方かもしれませんが、今、難しい局面に来ていると思っており、正にご指摘の点は、大きな課題だと思っています。

【小塚構成員】 一般論は、私も新美先生と同じように感じています。前回、私からローカル取締役の話をしていただきました。日本では放送事業者に対して組織的な規定を入れることは従来してきませんでした。自律的な対応の進み方次第では、例えば規制を緩和する部分については、そのような規制を入れるなど、制度のあり方を考えていくことは検討課題であろうと思います。

資産要件について1つと、今日あまり話題に出なかったことについて2点、簡単に申し上げたいと思います。

まず1つ目は資産要件についてです。一番の問題は、現預金や売上は結局キャッシュフローであり、色がついていないという点だと思っています。言い換えれば、資産要件の計算において放送関連用と放送関連でないものと色分けする際、色がついていないものが放送関連でないかと扱われると、うまくいかないという問題だと思っています。理屈としては、そこに色をつけるのが一番正しい解決方法だと思っています。関連会社の売上でも、それは放送関連の売上なのか、非放送関連の売上なのかを判別していけば、理屈としては、実態に即したことができるはずですが、次に、それを実際に制度としてできるか、さらに言えば、会計の現場として、そのようなことができるかという話になってきて、もし仮にそれができないのであれば、それに近い結果が出せるような規制のあり方はどういうものかを考える必要があると思います。ですから、私は緩和の要望というよりも、本来あるべき規制をきちんとするために一番いい制度の作り方はどういうものなのか、という話であろうと理解しています。

それから2つ目は、今日はあまり触れた方がいなかったのですが、一つ大事な課題と思いましたが、役員規制の話です。放送関係の企業経営のあり方が変わってきている、ま

た、持株会社体制に移行すれば、単独の事業者の場合とは経営のあり方が全く変わってくる。しかし一方で、持株会社化しているのは放送分野ではごく一部であるという現実をどう見ていくか。役員のあり方・位置付けが多様化していく中で、一律に書くことがだんだん難しくなっているのではないか。そういう意味で、制度の意味自体はきちんと押さえておくとしても、テクニカルなところは何か省令等に落としていく考え方もあり得るかなと感じているところです。今日はご要望としては出ていないのですが、私はむしろ検討したほうがいい課題として、今日の話の中で浮かび上がってきたのではないかと思います。

3つ目は、経営困難特例についてです。私自身は、この制度はおそらく実際には使えないだろうと思っています。というのは、会社更生や民事再生の手續開始の決定がなされてしまえば、放送事業者のようにソフトに依存した産業は企業価値がほとんど損なわれてしまうからです。もっと早い段階で何か支えるための一時的な措置を行う必要があると思います。それをマスメディア集中排除原則の方でやるのがいいのか、認定放送持株会社制度の方でやるのがいいのかはわかりませんが、話に出ていない理由は、現在、そういう案件がないためだと思います。人は現実の問題になっていないことはあまり考えないのですが、制度としてはきちんと作っておいた方がいいと思います。

【東京放送ホールディングス井川局長】 小塚先生から、3点目として経営困難特例の話がありましたが、これは認定放送持株会社制度ができる前に作られた仕組みであり、また、適用条件が非常に危機的な状況、つまり利用がやむを得ないような状況で、やっと（対象会社に）手を出せるようになっていきます。さらに、経営が改善すれば、合併したのをまた切り離す（等の特例解除の）仕組みになっていると思うのですが、経営危機から助けるためにせつかく資本注入したり投資したりしても、それを十分に回収できないまま、（対象会社の株式を）一定の期間経過後に強制的に売却させられる等になることも経営困難特例の問題です。その辺を含めて、この制度について、もう一回ご検討していただければと思います。

【日本民間放送連盟木村専務理事】 経営困難特例のことは民放連内部でも話はしているのですが、一般的に経営困難ということを公の場や会員社の前での話題にはものすごくしづらい。そのため、地方局支援という言い方をしていたと思います。ただし本当に厳しくなったときに放送を維持していくことは非常に大事ですから、どういう形で支援をしていくのかという観点から、この規定がどうなのかという議論を内部で行っており、（今回の要望書では書いていないものの）要望としてはあります。

認定放送持株会社制度についても、（地方局への）支援という観点と（自身の経営）強化という部分の両方ともに根拠がある話だと思います。支援の仕方も色々なフェーズや実情に見合った形で行うことが必要だと思いますので、経営困難時の部分も含めて、もう少しきめ細かいシミュレーションを行って考える必要があると感じています。

【山本構成員】 2つほどお伺いしたいと思います。

1つは、ラジオについてです。民放連提出資料（資料5-3-1）の3枚目にラジオの話があり、マス排原則の適用を除外する旨の要望があります。ですが、多元性、多様性、地域性という考え方を一切外すことは相当難しい話です。ただし、それらを担保するやり方は色々あり、あるところでは緩和することができるかも知れません。それはおそらくメディア全体の環境の中でラジオの役割を考えながら、緩和できるところは緩和するという考え方はあり得るということかと思えます。緩和を通じて、経営のフリーハンドを増やすことは重要なことと思いますが、ラジオはもうかなり切迫した状況にあり、具体的な手を打っていかねばならない状況にあるのではないのでしょうか。そのような観点から、具体的な可能性のある案があるものの、規制が邪魔になりできないので緩和して欲しいというようなもう少し具体的な要望をお聞きしたいと思います。

もう一つは、同じ資料の6ページにある「空白部分」の話です。これはフジ・メディア・ホールディングスが、困っているという話を具体的に出しており、33.33333%以下の部分を50%の方まで上げて欲しいという話をしていました。この部分についての別の考え方として、50%超としている子会社の範囲を「33.33333%超」まで引き下げる方法もあるかと思えます。そうすると、「12放送対象地域」の限定があるので、ここをもう少し広げて欲しいという話になるのかも知れませんが。私としては、考え方として、50%超の部分を下げて緩和する方法もあると思いますが、その点についてお話しを伺いたいと思います。

【日本民間放送連盟木村専務理事】 ラジオに関して、全面的な規制緩和を要望していますが、これは1つの社が別の社を持つという経営の根幹にかかわる問題であり、具体的な話はこの場では出しにくい話であり、民放連としては、一般的な形で各社の要望を申し上げるところにとどまってしまうこととなります。

ただし、事務局資料にあったように、現在認められている「4局まで」の特例などを利用しているケースがあること、また、比較的ラジオ社の経営規模が小さいことを踏まえて、4局のままで良いのかとの意見がラジオ社の中からも出ていることは確かです。ただどの程度なら良いのか、全部緩和すべきなのかという議論は、現在の「4局まで」という数字がこれでいいのかという意見、役員の問題、など様々な意見があり、個別の意見にまとめるのは難しいと思います。

別途ラジオ局から直接、話を聞いていただければ、個別の切実な話もお聞きいただけると思いますが、少なくとも、合併というのは非常にナーバスな話であり、ここの場で語るのとはなかなか難しいと思います。

【フジ・メディア・ホールディングス増田常務取締役】 山本先生の2点目のご意見の

ように、認定放送持株会社の子会社の範囲を40%以下まで落とすという形もあり得ると思います。ただ、各社個々の事情はあると思いますが、放送事業者側としては「33.3333%以下」を「50%まで」に上げる方が柔軟に受け入れられるのではと思います。33.3333%超になりますと、株主総会の特別決議の拒否権がとられてしまいますが、持株会社の子会社の範囲が広がって子会社にされるよりは良いとして放送事業者には柔軟に受け入れてもらえる感じがあります。

【大久保構成員】 私は、何かブレークスルーがあれば、全く別の良い形にするというも考えられるのですが、今のところは現行制度の中でどのように手直しをすれば良いのかを考えていたところです。山本先生のご指摘部分については、私も疑問を持っていて、33.3333%以上50%以下の（空白の）部分について、持株会社の子会社の範囲を広げるアプローチよりも、現在の33.3333%までを上げる方が適当ではないかとの意見は、独禁法などを参考にすると、必ずしもそうもいえないのではと感じました。

認定放送持株会社制度導入時の報告書などを見ると、独禁法の「持株会社」の定義を参考にしているようにも見えますが、今の独禁法上、持株会社が、25%超の議決権を保有しており、なおかつ持株会社による株式所有比率が第1位の会社は、実質子会社としてグループ内に含まれます。これは独禁法上の規制対象範囲を確定するための基準であり、異なる考慮が必要かもしれませんが、そうした範囲でグループを考えている例もありますので、50%超の基準を下げて、33.3333%までをグループに含めるという手もあり得ると考えます。ただ、それは（心理的に）厳しい場合もあるとのことのお話があることは、分かりました。